

山梨県公報

号外第三十二号

令和四年

六月二十九日

水曜日

目次

規則

○山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………一
○山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十四号

山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。
令和四年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例(令和四年山梨県条例第四十一号)の施行期日は、令和四年七月一日とする。

山梨県規則第二十五号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。
令和四年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条の見出しを「(公園事業となる施設の種類)」に改め、同条第六号中「給油施設」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加え、同条を第二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公園計画)

第三条 条例第八条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一 条例第八条の二第一項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会(条例第十五条の二第一項又は第二十六条の二第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。)を組織した市町村

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に關し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景觀の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第四条 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 条例第九条の二第一項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会(条例第十五条の二第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。)を組織した市町村

ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由

二 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に關し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景觀の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第六条第二項第二号中「第四条第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第三項中「第十号」を「第十一号」に、「及び第十一号」を「、第十一号及び第十二号」に改め、「除く」の下に「とともに」、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合に於ては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる」を加え、同項第三号中「二万五千分の一以上」を「二万五千分の一程度」に改め、同項第四号中「五千分の一以上」を「五千分の一程度」に改

め、同項第五号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第七号中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に、「管理又は」を「管理し、又は」に改め、同項第八号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第六条第四号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第七条第一号中「に掲げる事項」を「又は第五号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものに係るものを除く。）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（同項第一号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第七条第三号から第五号までを削る。

第八条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第十条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十条中第四項を第六項とし、同条第三項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「承認」を「相続の承認」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、同条第一項中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同項第一号中「以下」を「次項において」に改め、同項第四号及び第五号中「分割」を「分割を」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

条例第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請

書を知事に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 公園施設の管理又は経営の方法

四 公園事業を譲渡しようとする年月日

五 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項

証明書

三 第六条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額

及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営すること

とができることを証する書類

五 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第十二条の次に次の五条を加える。

（協議会の公表）

第十二条の二 条例第十五条の二第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会（条例第十五条の二第一項に規定する協議会をいう。第十二条の四第二項

第二号及び第十二条の六第三号において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第十五条の二第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第十二条の三 条例第十五条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい場合、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと

認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第十条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第十五条の二第二項第三号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この項及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第六条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）
イ 第六条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる書類

書類

ロ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

四 条例第十条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第六条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第二十条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第二十二条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十五条の三第四項の規定による認定に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第十五条の三第四項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 認定の申請は、書面を提出する方法をもつて行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第十二条の四 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第十五条の三第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 利用拠点整備改善計画の名称
- 二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

四 条例第二十条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十五条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

五 条例第二十二条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 その他参考となるべき事項

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第十二条の五 条例第十五条の三第六項（条例第十五条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第十二条の六 条例第十五条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 第七条各号に掲げる変更

五 計画期間の変更

六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第十五条の三第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第十五条第一項中「第一号様式」を「第一号様式の二」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

第十五条第二項第一号中「二万五千分の一以上」を「二万五千分の一程度」に改め、同項第二号中「五千分の一以上」を「千分の一程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十条第四項の許可に關し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十六条第四項第六号中「すべて」を「全て」に改め、「延べ面積をいう。」の下に「第二十号第一号において同じ。」を加え、同条第十項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請に係る場所が、条例第二十條第四項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第十六条第十一項中「前項第七号及び第九号」を「前項第二号、第八号及び第十号」に改め、同条第十二項中「第十項第七号」を「第十項第二号及び第八号」に改め、同項第二号中「第十項第九号」を「第十項第十号」に改め、同条第十三項に次の一号を加える。

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十六条第十五項第二号イ(3)中「第四条第七号」を「第二条第七号」に改め、同条第二十項第二号中「第十三条第四項第五号」を「第二十条第四項第六号」に改め、同条第二十一項第一号二中「光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものである」を「次に掲げる基準に適合する」に改め、同号二に次のように加える。

(1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

第十六条第二十一項第一号中ホを削り、へをホとし、同項第二号中「前号二からへまで」を「前号二及びホ」に改め、同項第三号中「第一号二からへまで及び」を「第一号二及びホ並びに」に改め、同項第四号中「第一号へ」を「第一号ホ」に改め、同条中第三十一項を第三十二項とし、第三十項を第三十一項とし、第二十九項の次に次の一項を加える。

30 条例第二十條第四項第十八号に掲げる行為のうち、第十七条の二に規定するものに係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 条例第二十條第四項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第十八条中「第二十條第九項第三号」を「第二十條第九項第四号」に改め、同条第四号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に、「こと」を「こと（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）」に改め、同条第十三号中「巢箱、給餌台」を「野生鳥獣の保護増殖のための巢箱、給餌台」に改め、同条第十七号中「付帯する」を「付帯する」に、「場合」を「場合であつて、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるとき」に改め、同条第十八号及び第十九号を次のように改める。

十八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下この条において「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）を新築し、若しくは増築すること。

十九 既存の電線等に付帯する工作物（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第十八条第二十一号を削り、同条第二十号中「電線、電話線及び通信ケーブル」を「電線等及び引込みに要する設備」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 変圧器その他の電柱に付帯する設備（当該電柱の高さを超えないものに限る。）を改築し、又は増築すること。

第十八条第二十二号中「若しくは農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同条第二十三号中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十三の二 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置す

ること。

二十三の三 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第十八条第二十五号中「木竹」の下に「（条例第二十条第四項第十一号の知事が指定する植物（以下この条において「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十五の二 生業の維持のために必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

二十五の三 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第十八条第二十八号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十八の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

二十八の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第十八条第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

三十一 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十八条第三十三号中「木竹」の下に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第四十二号を次のように改める。

四十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十八条第四十四号を削り、第四十三号を第四十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十八条第四十五号を次のように改める。

四十五 削除
第十八条第六十六号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同条第六十七号を次のように改める。
六十七 削除
第十八条中第七十七号から第七十九号までを削り、第七十六号の次に次の五号を加える。

七十七 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

七十八 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

七十九 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

七十九の二 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

七十九の三 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第十八条第八十七号から第九十二号までを次のように改める。

八十七 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

八十八から九十二まで 削除

第十八条第九十四号を次のように改める。

九十四 削除

第十八条第九十六号を次のように改める。

九十六 削除

第十八条第九十八号及び第九十九号を次のように改める。

九十八及び九十九 削除

第十八条第百十四号を次のように改める。

百十四 削除

第十八条第百二十八号の次に次の八号を加える。

百二十八の二 公園管理団体が行う条例第三十四条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

百二十八の三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第二十条第四項各号に掲げるものを行うこと。

百二十八の四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第二十条第四項各号に掲げるものを行うこと。

百二十八の五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第二十条第四項各号に掲げるものを行うこと。

百二十八の六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第二十条第四項各号に掲げるものを行うこと。

百二十八の七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第二十条第四項各号に掲げるものを行うこと。

百二十八の八 山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号）第十三条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第二十条第四項各号に掲げるものを行うこと。

百二十八の九 山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例第三十二条第一項に規定する認定保護管理事業等の実施のために必要な行為として、条例第二十条第四項各号に掲げるものを行うこと。

第二十一条中「第二十二条第七項第三号」を「第二十二条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第二十三号」を「第二十三号の三」に、「又は第百三十三号」を「第百三十三号若しくは第百二十八号の二から第百二十八号の九まで」に改め、同条第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表からメートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

第二十一条に次の一号を加える。
十六 前条各号に定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条各号に定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

（協議会の公表）

第二十三条の二 第十二条の二の規定は、条例第二十六条の二第三項において準用する条例第十五条の二第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項第一号中「条例第十五条の二第一項に規定する協議会をいう。第十二条の四第二項第二号及び第十二条の六第三号において同じ」とあるのは「条例第二十六条の二第一項に規定する協議会をいう。第二十三条の四第二項第二号及び第二十

三条の六第三号において同じ」と、第十二条の二第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第二十三条の三 条例第二十六条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、申請書（第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
二 条例第二十条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第二十二項第一号及び第二号に掲げる図面
第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十六条の三第三項の規定による認定に必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 認定の申請は、書面を提出する方法をもつて行うものとする。

（自然体験活動促進計画の記載事項）
第二十三条の四 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第二十六条の三第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進計画の名称
二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
四 条例第二十条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十五条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

五 条例第二十二項第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
七 その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第二十三条の五 条例第二十六条の第三項(条例第二十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第二十三条の六 条例第二十六条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 計画期間の変更

五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第二十六条の

三第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更
第二十六条の次に次の一条を加える。

(公園管理団体となることができる法人)

第二十六条の二 条例第三十三条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

第二十七条第二号中「第三十四条各号に掲げる業務」を「第三十四条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)」に改め、同条第三号中「第三十四条各号」を「第三十四条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条第四号中「営利を目的としないことその他条例第三十四条各号」を「条例第三十四条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第二十八条中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に、「及び」を「」、第二十六条の六第二項及び」に、「第十七号様式から第二十号様式まで」を「法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和四年山梨県規則第二号)別記様式によるもの」に改める。

第一号様式を第一号様式の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

山梨県立自然公園条例第15条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

第十七号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

山梨県立自然公園条例第26条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

第十八号様式から第二十号様式までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第四十一号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県立自然公園条例施行規則（次項において「新規則」という。）第十六条の規定は、この規則の施行の日以後にされる山梨県立自然公園条例第二十条第四項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の山梨県立自然公園条例施行規則第十七号様式から第二十号様式までの規定による証明書は、新規則の規定による証明書とみなす。

（法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

4 法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則第十九号を次のように改める。

十九 削除

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番